

(案)

地方独立行政法人知多半島総合医療機構 中期目標期間(見込)評価実施要領

(制定：令和7年〇月〇日)

地方独立行政法人法第28条第1項第1号の規定により、半田市長及び常滑市長（以下「両市長」という。）が地方独立行政法人知多半島総合医療機構（以下「法人」という。）の中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価（以下「中期目標期間見込評価」という。）及び中期目標期間の終了後に実施する中期目標の期間における業務の実績の評価（以下「中期目標期間評価」という。）を実施するにあたっては、「地方独立行政法人知多半島総合医療機構 業務実績評価の基本方針」に基づき、以下の要領により実施する。

1 目的、趣旨**(1)中期目標期間見込評価について**

- ア 中期目標期間見込評価は、評価の結果を法第30条第1項に基づく中期目標期間終了時の法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討及び次期中期目標の策定に活用することを目的とする。
- イ 中期目標期間終了時の直前の年度までの業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績に係る法人による自己評価の結果を踏まえ、法人の中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績を調査・分析し、中期目標の達成状況等の全体について総合的な評価を行うものとする。
- ウ 評価の結果を踏まえ業務及び組織全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講じ、次期中期目標が適切に策定されるよう留意する。

(2)中期目標期間評価について

- ア 中期目標期間評価は、中期目標の変更を含めた、業務運営の改善等に資することを目的とする。また、評価結果を役職員の処遇等に活用すること等についても留意する。
- イ 中期目標期間終了時において、中期目標期間全体の業務の実績に係る法人による自己評価の結果を踏まえ、中期目標期間に係る業務の実績を調査・分析し、中期目標期間における中期目標の達成状況の全体について総合的な評価を行うものとする。
- ウ 中期目標期間評価において、中期目標期間見込評価に使用した中期目標期間終了時の実績見込と中期目標期間評価における実績に乖離

がある場合には、その原因を分析するとともに、中期目標等の変更の必要性について検討する。

(3) 中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価（以下、「中期目標期間(見込)評価」という。）について

- ア 中期目標期間(見込)評価は、目標・計画の達成状況にかかわらず、法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合は、当該評価項目だけでなく法人全体の評価に反映させるなど、当該年度における法人のマネジメントの状況にも留意するものとする。
- イ 予想し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して法人が自主的な努力を行っていた場合には、評価において考慮するものとする。

2 自己評価結果の活用等

- (1) 法第28条第2項及び地方独立行政法人知多半島総合医療機構の業務運営等に関する共同規約第8条の規定に基づき法人が作成する業務実績等報告書（以下「報告書」という。）は、市民に対する説明責任の履行及び法人の自律的な業務運営の改善への活用等を目的とともに、両市長が行う評価のための情報提供に資するものとする。
- (2) 両市長は、法人に対して、評価に必要なデータやその分析結果を明らかにした客観性のある報告書の作成を求めるものとする。
- (3) 両市長は、中期目標期間(見込)評価において、客観性を考慮しつつ報告書を十分に活用し、効果的かつ効率的な評価を行うものとする。また、法人から質の高い報告書が提出され、かつ、それについて十分な説明責任が果たされている場合は、報告書を最大限活用し、当該報告書の正当性の観点から確認すること等を通じて、適切かつ合理的に評価を行うものとする。
- (4) 両市長は、法人の業務実績及び目標・計画の達成状況について報告書等により把握・分析し、法人業務の政策・施策への適合性、法人理事長のマネジメントの妥当性など、政策責任者としての視点を持ちながら評価を行うものとする。
- (5) 法人は、両市長による評価の円滑化に資するよう、報告書の作成にあたっては次の点に努める。
 - ア 中期目標及び中期計画で定められた指標について、目標・計画と実績を比較した自己評価を行う。
 - イ 法人の有効なマネジメントに資するよう、業務運営の状況について、十分な資料に基づき客観的かつ具体的に記述する。
 - ウ 業務実績、目標・計画の達成状況及び法人内のマネジメントの状況等について、評価において十分に説明し得るよう、可能な限り最小の単位で評価を行う。その際、報告書の作成が法人の過度な負担とならないよう配慮しつつ、当該自己評価を適正に行うための評価単位を統合したものが、両市長が行う評価単位と整合するよう留意す

る。

- エ 自己評価において業務運営上の課題を検出した場合には、具体的な改善方策などについても記入する。
- オ 自己評価及び両市長による評価において検出された業務運営上の課題に関する改善方策が示されているものについては、次年度以降の報告書において、その実施状況を記入する。

3 評価単位の設定

項目別評価は、中期目標で定めた項目を評価単位として評価を行う。

4 評価の方法等

両市長は、中期目標及び中期計画と業務実績との比較を行い、中期目標及び中期計画の達成及び進捗状況を的確に把握するとともに、業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から、次の方法等により評価を行い、評価の実効性を確保するものとする。

(1) 評価の手順及び手法

- ア 法人に対し、評価において必要かつ十分な資料の提出を求める。
- イ 評価にあたって法人理事長等からのヒアリングを実施するほか、適宜、監事や会計監査人等から必要な情報を収集し、法人の実情を踏まえた的確な評価を実施する。
- ウ 中期目標期間(見込)評価のうち、中期目標期間見込評価については、法第28条第4項の定めるところにより、地方独立行政法人知多半島総合医療機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）からの意見聴取を行う。
- エ 目標及び計画（予算）と実績（決算）の差異についての要因分析を実施する。
- オ 業務実績と成果及び効果の関連性等を明らかにした上で評価する。
- カ 過去の関連する監査等の結果を活用する。
- キ 業務の特性に応じ、企業会計的手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析を行う。
- ク 法人の過去の業務実績との経年比較や趨勢分析を行う。
- ケ 各事業の業務実績を把握し、計画に対する比較及び分析を行う。
上記の手法のほか、必要に応じて次に掲げる事項その他評価の実効性を確保するための手法を適用する。
 - ・ 法人に対する現地調査
 - ・ 他の病院とのベンチマーク比較及び分析

(2) 評価の視点

業務品質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の観点から、業務の特性に応じた評価の視点を設定し、法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行う。

5 項目別評価及び総合評価

別添資料のとおり、大項目別の評価及び総合評価において中期目標及び中期計画の達成状況について評価を行う。なお、大項目別の評価及び総合評価においては、中期目標及び中期計画の進捗状況について、記述式による評価を行う。

(1)大項目評価

ア 評価区分は、「S、A、B、C、D」の5段階とする。

イ 中期目標期間中の各年度の年度評価における評価区分を、次のとおり点数に換算し評価点とする。期間中の各年度の大項目評価がすべて「3」の場合の合計を標準点とし、標準点に対する評価点の割合（％）により評価を行う。

評価区分	S	A	B	C	D
点数	5	4	3	2	1

ウ 評価区分と業務実績の関係は次のとおりとする。

① 中期目標期間見込評価

評価区分	判断の目安となる業務実績
S	中期目標・中期計画を大幅に上回って達成することが見込まれる（標準点に対する評価点の割合 120%以上）
A	中期目標・中期計画を上回って達成することが見込まれる（標準点に対する評価点の割合 100%以上 120%未満）
B	中期目標・中期計画を概ね達成することが見込まれる（標準点に対する評価点の割合 80%以上 100%未満）
C	中期目標・中期計画を下回ることが見込まれ改善を要する（標準点に対する評価点の割合 60%以上 80%未満）
D	中期目標・中期計画を大幅に下回ることが見込まれ抜本的な改善が必要（標準点に対する評価点の割合 60%未満）

② 中期目標期間評価

評価区分	判断の目安となる業務実績
S	中期目標・中期計画を大幅に上回って達成している（標準点に対する評価点の割合 120%以上）
A	中期目標・中期計画を上回って達成している（標準点に対する評価点の割合 100%以上 120%未満）
B	中期目標・中期計画を概ね達成している（標準点に対する評価点の割合 80%以上 100%未満）
C	中期目標・中期計画を下回っており改善を要する（標準点に対する評価点の割合 60%以上 80%未満）
D	中期目標・中期計画を大幅に下回っており、抜本的な改善が必要（標準点に対する評価点の割合 60%未満）

(2)次の場合で、法人から報告書等において十分な説明があった場合には評価において考慮する。

- ア 予想し難い外部要因により業務が実施できなかった場合
- イ 外部要因に対して法人が自主的な努力を行った場合
- ウ 先駆的な取り組みや創意工夫を行った場合

地方独立行政法人知多半島総合医療機構
第〇期中期目標期間の終了時に見込まれる
中期目標期間における業務実績に関する
評価結果報告書

半 田 市 ・ 常 滑 市

はじめに

半田市及び常滑市は、地方独立行政法人法第28条第1項の規定に基づき地方独立行政法人知多半島総合医療機構の第〇期中期目標期間（令和〇年度から令和〇年度）の終了時に見込まれる業務実績の全体について総合的に評価を実施した。

評価に際しては、「地方独立行政法人知多半島総合医療機構 業務実績評価の基本方針」及び「地方独立行政法人知多半島総合医療機構 中期目標期間(見込)評価実施要領」に基づき評価を行うほか、法第28条第4項の定めにより、地方独立行政法人知多半島総合医療機構評価委員会の意見を聴取した。

■ 地方独立行政法人知多半島総合医療機構評価委員会 委員名簿

氏名	職名

(五十音順・敬称略)

第1項 全体評価

評価結果及び判断理由

- ・評価結果及びその判断理由
- ・大項目ごとの年度評価結果及び中期目標期間の評価結果について記載する。

(他法人事例)

【評価結果】

第〇期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に関する大項目評価については、下表及び〇ページ以降に示すように第1項目を評価A(目標以上を達成する見込み)、第2項目から第4項目までを評価B(おおむね目標どおり達成する見込み)と判断した。

この大項目評価の結果を踏まえ、第〇期中期目標期間の4年間(平成29年度～令和2年度)においては、(中略)経営基盤の強化が図られていることなどから「全体として中期目標を達成する見込み」と評価する。

【判断理由】

新公立病院改革ガイドラインを踏まえ、救急医療・小児医療・周産期医療を始めとする高度医療の更なる充実を図るため(略)医療の更なる充実が図られている。また4疾病(がん・脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病)への対応を中心に高度専門医療や救急医療の更なる充実を図るとともに、第二種感染症指定医療機関として、〇〇市の感染症医療の中核的な役割を果たしている。それらに加え(略)

大項目	年度評価結果					第〇期中期 目標期間の 見込評価
	令和 〇年度	令和 〇年度	令和 〇年度	令和 〇年度	令和 〇年度	
第2 提供する医療サービスその他の 業務の質の向上に関する事項	A	A	A	(A)		A
第3 業務運営の改善及び効率化に関 する事項	A	B	B	(B)		B
第4 財務内容の改善に関する事項	...	...	...	...		
第5 その他業務運営に関する 重要事項						

※年度評価結果「A」は「計画以上に進んでいる」、「B」は「おおむね計画どおり進んでいる」。

※中期目標期間の見込評価結果「A」は「中期目標・中期計画を上回って達成することが見込まれる」、「B」は「中期目標・中期計画を概ね達成することが見込まれる」。

①特筆すべき取組

- ・ 中期目標期間における法人及び各病院の全体的な取組状況について記載する。

(他法人事例)

1 〇〇こども病院

- ・ 小児医療専門施設では全国初となる「〇〇センター」新設(〇年度)
- ・ NICU(新生児集中治療室)及びGCU(回復治療室)の病床再編(〇年度)
- ・ 〇〇病及び先天性〇〇疾患に係る手術症例4年連続全国一位(〇年度～〇年度)

2 〇〇病院

- ・ 特定行為研修指定研修機関の指定(〇年度)
- ・ 医療安全対策の地域連携の開始(〇年度)

3 両病院共通

- ・ 〇年〇月豪雨への医師・看護師の派遣(〇年度)
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応(〇年度～〇年度)

4 法人全体

- ・ 「事務職員人材育成プラン」を踏まえた事務局間の人事異動の実施
- ・ 業務方法書の変更及び内部統制推進責任者の指定(〇年度)

②改善を期待する取組

- ・ 今後、改善を期待する取組について記載する。

（他法人事例）

- ・ 市立病院として求められる高度専門医療・救急医療・感染症医療等の医療体制の更なる充実
- ・ 時間外勤務の削減や生産性向上など働き方改革の推進
- ・ 医師や看護師など優れた人材の確保と育成
- ・ 計画的な維持補修による施設の長寿命化や投資の標準化などのアセットマネジメントの推進

③その他

- ・ 意見・指摘等があれば記載する。

（他法人事例）

- ・ 令和〇年度の目標値は、新型コロナウイルス感染症による影響が考慮されていないため、実績値は大幅な減少が予想されることから、これを踏まえた客観的な評価方法を検討されたい。
- ・ 次期中期目標期間の評価においては、定性的な評価を行っているところも、より客観的なデータに基づいて評価できるよう検討されたい。

第2項 項目別評価

(1)大項目評価

①第〇期中期目標期間の全体的な取組状況

・ 中期目標期間における取組状況を総括して記載する

(他法人事例)

地方独立行政法人〇〇病院機構は、地方独立行政法人法（平成15年7月16日法律第118号、以下「法」という。）に基づく公営企業型の一般地方独立行政法人として、設立団体である〇〇市の全額出資により〇年4月1日に設立された。

法人化後は、地方独立行政法人制度の特長を最大限に生かした自律的な経営が求められていることを踏まえ、理事長を中心に、両病院と運営本部が一体となった運営を行うとともに、外部理事を含む理事会を定期的開催し、経営管理の徹底を図った。

これらの経営基盤の下、第〇期中期目標期間である4年間（〇年度～〇年度）は、第1期及び第2期中期目標期間の業務実績を踏まえ、更なる医療水準の向上を図るとともに、引き続き経営の効率化に取り組んでいるところである。

〇〇こども病院においては、高度小児医療・小児救急医療及び周産期医療の更なる充実に取り組むとともに、（以下略）

②大項目ごとの取組状況及び特記事項

- ・大項目ごとに中期目標期間における取組状況や特記すべき事項を総括して記載する

(他法人事例)

- Ⅰ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 医療サービス

〇〇市における医療政策として求められる高度専門医療・救急医療等を引き続き提供するために、診療機能の更なる充実を図った。

〇〇こども病院においては、小児医療専門施設では全国初となる「〇〇センター」の新設、(中略)などに取り組んだ。〇〇市民病院においては、医療法で定められた4疾病への対応を中心に、高度専門医療の更なる充実を図るとともに、救急専門医の増員等、高度救急医療の強化充実を図った。

また、両病院ともに、地域医療支援病院としての役割を更に高めるため(以下略)

さらに災害発生に備え、防災訓練等の実施、非常用発電設備・備蓄物品の点検などを徹底したほか、〇年〇月豪雨及に際しては医師や看護師を派遣し、令和元年度から発生した新型コロナウイルス感染症の流行に際しては(以下略)

(2) 患者サービス

患者満足度調査等を実施し、患者等の意見を踏まえ、院内環境の整備を進め、より快適な療養環境の提供に努めるとともに、随時ホームページの更新を行い、市民や医療関係者等に対し(以下略)

半田市長及び常滑市長による評価					
年度評価					中期目標期間の評価
令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	見込評価
A	A	A	(A)		A
法人による自己評価					
【自己評価】 高度専門医療・救急医療等を提供しており、多数の項目で目標を上回る見込みのため、目標以上を達成する見込みと評価し、「A」とする。					中期目標期間の自己評価
					見込評価
					A
【業務の実績】					
①総合医療センター			【目標値】		
②りんくう病院					

中期目標	中期計画																									
第2 提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 提供する医療サービス 機構は、運営する知多半島総合医療センターと知多半島りんくう病院が連携し、急性期から回復期まで切れ目のない医療を提供し、他の医療機関との役割分担・連携を図りながら、知多半島医療圏における中核医療施設として医療施策上必要とされる医療を担うこと。 (1) 救急医療 知多半島医療圏内で唯一の救命救急センター（三次救急）を運営する機構として知多半島における救命救急医療の中核を担い、高度急性期医療を中心とした急性期医療を提供するとともに、地域における初期救急医療機関及び二次救急医療機関としての役割を担うこと。	第2 提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 提供する医療サービス 機構は、運営する総合医療センターとりんくう病院（以下「両病院」という。）が連携し、急性期から回復期まで切れ目のない医療を提供し、他の医療機関との役割分担・連携を図りながら、知多半島医療圏における中核医療施設として医療施策上必要とされる医療を担う。 (1) 救急医療 総合医療センターは、知多半島医療圏で唯一の救命救急センター（3次救急医療機関）として救命救急医療の中核を担い、24時間365日体制の救急医療を提供する。また、地域の医療機関との役割分担を明確にした上で、りんくう病院は2次救急医療機関として密接に連携し、両病院がそれぞれの機能と役割に応じた救急医療を確実に提供することで地域全体の救急医療の充実を目指す。 ①総合医療センター ②りんくう病院 【救急医療簿の目標値】 <table><tr><th>医療機関</th><th>区分</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9～</th></tr><tr><td></td><td>救急患者数</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>救急搬送件数</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	医療機関	区分	R7	R8	R9～		救急患者数					救急搬送件数													
医療機関	区分	R7	R8	R9～																						
	救急患者数																									
	救急搬送件数																									

地方独立行政法人知多半島総合医療機構
第○期中期目標期間の終了時に見込まれる
評価結果報告書

半 田 市 ・ 常 滑 市

はじめに

半田市及び常滑市は、地方独立行政法人法第28条第1項の規定に基づき地方独立行政法人知多半島総合医療機構の第〇期中期目標期間（令和〇年度から令和〇年度）の終了時に見込まれる業務実績の全体について総合的に評価を実施した。

評価に際しては、「地方独立行政法人知多半島総合医療機構 業務実績評価の基本方針」及び「地方独立行政法人知多半島総合医療機構 中期目標期間(見込)評価実施要領」に基づき評価を行うほか、地方独立行政法人知多半島総合医療機構評価委員会の意見を聴取した。

■ 地方独立行政法人知多半島総合医療機構評価委員会 委員名簿

氏名	職名

(五十音順・敬称略)

第1項 全体評価

評価結果及び判断理由

- ・評価結果及びその判断理由
- ・大項目ごとの年度評価結果及び中期目標期間の評価結果について記載する。

(他法人の事例)

【評価結果】

第〇期中期目標期間における業務実績に関する大項目評価については、下表及び〇ページ以降に示すように第1から第4までの全ての項目において、評価A(目標どおり達成している)と判断した。

この大項目評価の結果を踏まえ、第2期中期目標期間の4年間(〇年度～〇年度)においては、〇〇市の医療施策として求められる小児医療・周産期医療・高度専門医療・高度救急医療・感染症医療の提供体制の更なる充実・強化や患者サービスなどの向上に取り組んだことにより、良質な医療の実践が図られるとともに、経営の効率化に努めたことにより、経営基盤の強化が図られていることなどから、「全体として中期目標を十分に達成している」と評価する。

【判断理由】

〇〇市の医療施策として求められる高度専門医療、高度救急医療等を引き続き提供するため、〇〇こども病院においては、新病院への移転・開院を無事に完了するとともに、各種センター化・診療科の新設、医師の増員など、小児・周産期医療の更なる充実を図っている。〇〇市民病院においては、救急診療棟の増築や診療部の新設、医師の増員など、高度専門医療、高度救急医療の更なる充実を図るとともに、第二種感染症指定医療機関として、専門医の配置やマニュアルの整備などの体制整備も行っている。

それらに加え、両病院ともに(以下略)

項目	年度評価結果					第〇期中期目標期間の見込評価
	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	
第2 提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	A	A	A	B	A
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	A	B	B	B	B	B
第4 財務内容の改善に関する事項	...	...	...	...	...	
第5 その他業務運営に関する重要事項						

※年度評価結果「A」は「計画以上に進んでいる」、「B」は「おおむね計画どおり進んでいる」。

※中期目標期間の見込評価結果「A」は「中期目標・中期計画を上回って達成している」、「B」は「中期目標・中期計画を概ね達成している」。

①特筆すべき取組

- ・ 中期目標期間における法人及び各病院の全体的な取組状況について記載する。

(他法人事例)

1 ○○こども病院

- ・ 小児医療専門施設では全国初となる「○○センター」新設(○年度)
- ・ NICU(新生児集中治療室)及びGCU(回復治療室)の病床再編(○年度)
- ・ ○○病及び先天性○○疾患に係る手術症例4年連続全国一位(○年度～○年度)

2 ○○病院

- ・ 特定行為研修指定研修機関の指定(○年度)
- ・ 医療安全対策の地域連携の開始(○年度)

3 両病院共通

- ・ ○年○月豪雨への医師・看護師の派遣(○年度)
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応(○年度～○年度)

4 法人全体

- ・ 「事務職員人材育成プラン」を踏まえた事務局間の人事異動の実施
- ・ 業務方法書の変更及び内部統制推進責任者の指定(○年度)

③改善を期待する取組

- ・ 今後、改善を期待する取組について記載する。

（他法人事例）

- ・ 市立病院として求められる高度専門医療・救急医療・感染症医療等の医療体制の更なる充実
- ・ 時間外勤務の削減や生産性向上など働き方改革の推進
- ・ 医師や看護師など優れた人材の確保と育成
- ・ 計画的な維持補修による施設の長寿命化や投資の標準化などのアセットマネジメントの推進

④その他

- ・ 意見・指摘等があれば記載する。

（他法人事例）

- ・ 令和〇年度の目標値は、新型コロナウイルス感染症による影響が考慮されていないため、実績値は大幅な減少が予想されることから、これを踏まえた客観的な評価方法を検討されたい。
- ・ 次期中期目標期間の評価においては、定性的な評価を行っているところも、より客観的なデータに基づいて評価できるよう検討されたい。

第2 大項目評価

(1)大項目評価

①第〇期中期目標期間(〇年間)の全体的な状況

・ 中期目標期間における取組状況を総括して記載する

(他法人事例)

地方独立行政法人〇〇病院機構は、地方独立行政法人法（平成15年7月16日法律第118号、以下「法」という。）に基づく公営企業型の一般地方独立行政法人として、設立団体である〇〇市の全額出資により〇年4月1日に設立された。

法人化後は、地方独立行政法人制度の特長を最大限に生かした自律的な経営が求められていることを踏まえ、理事長を中心に、両病院と運営本部が一体となった運営を行うとともに、外部理事を含む理事会を定期的開催し、経営管理の徹底を図った。

これらの経営基盤の下、第〇期中期目標期間である4年間（〇年度～〇年度）は、第1期及び第2期中期目標期間の業務実績を踏まえ、更なる医療水準の向上を図るとともに、引き続き経営の効率化に取り組んでいるところである。

〇〇こども病院においては、高度小児医療・小児救急医療及び周産期医療の更なる充実に取り組むとともに、（以下略）

②大項目ごとの取組状況及び特記事項

- ・大項目ごとに中期目標期間における取組状況や特記すべき事項を総括して記載する

(他法人事例)

Ⅰ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 医療サービス

〇〇市における医療政策として求められる高度専門医療・救急医療等を引き続き提供するために、診療機能の更なる充実を図った。

〇〇こども病院においては、小児医療専門施設では全国初となる「〇〇センター」の新設、(中略)などに取り組んだ。〇〇市民病院においては、医療法で定められた4疾病への対応を中心に、高度専門医療の更なる充実を図るとともに、救急専門医の増員等、高度救急医療の強化充実を図った。

また、両病院ともに、地域医療支援病院としての役割を更に高めるため(以下略)

さらに災害発生に備え、防災訓練等の実施、非常用発電設備・備蓄物品の点検などを徹底したほか、〇年〇月豪雨及に際しては医師や看護師を派遣し、令和元年度から発生した新型コロナウイルス感染症の流行に際しては(以下略)

(2) 患者サービス

患者満足度調査等を実施し、患者等の意見を踏まえ、院内環境の整備を進め、より快適な療養環境の提供に努めるとともに、随時ホームページの更新を行い、市民や医療関係者等に対し(以下略)

半田市長及び常滑市長による評価					
年度評価					中期目標期間の評価
令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	
A	A	A	A	(B)	A
【実績】					
①総合医療センター				【目標値】	
②りんくう病院					

中期目標	中期計画																				
第2 提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 提供する医療サービス 機構は、運営する知多半島総合医療センターと知多半島りんくう病院が連携し、急性期から回復期まで切れ目のない医療を提供し、他の医療機関との役割分担・連携を図りながら、知多半島医療圏における中核医療施設として医療施策上必要とされる医療を担うこと。 (1) 救急医療 知多半島医療圏内で唯一の救命救急センター（三次救急）を運営する機構として知多半島における救命救急医療の中核を担い、高度急性期医療を中心とした急性期医療を提供するとともに、地域における初期救急医療機関及び二次救急医療機関としての役割を担うこと。	第2 提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 提供する医療サービス 機構は、運営する総合医療センターとりんくう病院（以下「両病院」という。）が連携し、急性期から回復期まで切れ目のない医療を提供し、他の医療機関との役割分担・連携を図りながら、知多半島医療圏における中核医療施設として医療施策上必要とされる医療を担う。 (1) 救急医療 総合医療センターは、知多半島医療圏で唯一の救命救急センター（3次救急医療機関）として救命救急医療の中核を担い、24時間365日体制の救急医療を提供する。また、地域の医療機関との役割分担を明確にした上で、りんくう病院は2次救急医療機関として密接に連携し、両病院がそれぞれの機能と役割に応じた救急医療を確実に提供することで地域全体の救急医療の充実を目指す。 ①総合医療センター ②りんくう病院 【救急医療簿の目標値】 <table><tr><th>医療機関</th><th>区分</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9~</th></tr><tr><td></td><td>救急患者数</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>救急搬送件数</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	医療機関	区分	R7	R8	R9~		救急患者数					救急搬送件数								
医療機関	区分	R7	R8	R9~																	
	救急患者数																				
	救急搬送件数																				